年　　月　　日

**【別紙様式】**

恵　庭　市　長　　　　　様

申請者　　所在地住所

　　　　　 法 人 名

 　 　　　　　　　　 代表者氏名 　　　　 印

応募意思表明書

件　名　：　特定施設入居者生活介護に係る開設事業者の公募

件名のことについて、応募することを表明します。

連 絡 先　　ＴＥＬ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ＦＡＸ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｍａｉｌ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　(担 当 者 )

**事業計画概要書**

**【様式１】**

年　　月　　日

恵庭市長　原田　裕　　様

法人名

所在地

代表者氏名

(電話番号)

特定施設入居者生活介護事業について、次のとおり計画概要書を提出します。

　なお、恵庭市が定めた募集要項の基準等のすべてに適合することに相違ありません。

**１　施設概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 設置予定地住所 | 恵庭市 |
| 事業所類型※該当番号に○ | １．有料老人ホーム(一般型) ２．有料老人ホーム(外部サービス利用型）３．軽費老人ホーム(ケアハウス) |
| 建物の区分※該当番号に○ | １．新築　 ２．既存の住宅型有料老人ホームからの類型変更３．既存の介護付有料老人ホームの増床 |
| 過去３年間における実績※他市町村での実績も含める※該当箇所に☑ | 「地域密着型サービス事業」において公募期間終了後に応募を辞退したこと□なし□あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※「あり」の場合、年度・サービス種別等記載願います。 |
| 「地域密着型サービス事業」において撤退したこと□なし□あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※「あり」の場合、年度・サービス種別等記載願います。 |

**２　敷地概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 敷地面積 | 　　　　　　㎡ |
| 権利関係 | * 自己所有　　　　□　今後取得予定　　　□　借地
 |
| 契約期間(借地の場合) | * 通常借地契約　　□　定期借地契約

期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 根抵当権等が設定されている場合は抹消の見通し |  |

※□に✔を記入のこと

**３　建物概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 床面積 | ㎡ |
| 構造 |  　　　　 造　　　　階建　　　　□耐火　　□準耐火 |
| 権利関係 | * 自己所有　　　　□　今後取得予定　　　□　借家
 |
| 契約期間(借家の場合) | * 通常借地契約　　□　定期借地契約

期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 根抵当権等が設定されている場合は抹消の見通し |  |
| 設備の設置状況 | ■居室　✱一般居室　　　✱介護居室　　　 　✱一時介護室 | 個室　　　　室　　面積　　　　㎡　～　　　㎡内2人定員　　室　　面積　　　　㎡　～　　　㎡個室　　　　室　　面積　　　　㎡　～　　　㎡内2人定員　　室　　面積　　　　㎡　～　　　㎡※介護サービスを提供するための専用の居室個室　　　　室　　面積　　　　㎡　～　　　㎡※一時的に利用者を移して介護サービスを提供するための居室 |
| ■廊下幅 | (両手すり幅を除く有効幅員) ｍ　　～　　ｍ　 |
|  | 設置設備に○をつけて下さい1　共同生活室（ﾕﾆｯﾄ）2　食堂　　　3　浴室　　　4　トイレ5　洗面設備　　　　　6　診察室　　7　面談室　 8　健康交流室9　機能訓練室　　　　10 事務室　 11 宿直室　 12 洗濯室13 汚物処理室　　　 14 看護室　 15面談室 16外来宿泊室17 ﾅｰｽｺｰﾙ　　 18 ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ　19ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ　　20 多目的室21 その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　） |
| 併設施設又は事業所 | □有り※スペースに事業概要を記入願います* 無し
 |

※□に✔を記入のこと

**４　施設運営**

|  |  |
| --- | --- |
| ❐事業協力連携事項施設が提供するサービス内容 |  |
| 協力医療機関 | 名称 | 　　　　　　　　　　　　 |
| 診療科目 |  |
| 住所 |  |
| 病床等 | 　　　　床　　距離　　　㌖　　交通便　徒歩・バス |
| 協力歯科医療機関 | 名称 | 　　　　　　　　　　　　　 |
| 住所 | 　　　　　　　 |
| 交通環境 | 　　　　　　　距離　　　㌖　　交通便　徒歩・バス |
| 有料老人ホーム事業の提携施設の有無※有りの場合は施設名・事業内容を記入 | * 有
 | * 無
 |
|  |
| ❐入居契約事項一時金利用料（月額）※複数の名目がある場合夫々記入 | 　　　　万円　～　　万円円　～　　　　　円 |
| ❐人員基準事項従業員の職種・員数 | 生活相談員 | 看護職員 | 介護職員 | 機能訓練指導員 | 計画作成担当者 | 管理者 |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| 常勤（人） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 非常勤（人） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 常勤換算後の人数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

**５　取扱方針**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 要旨 |
| ➀法人の理念 |  |
| ➁本事業を開始する理由✱介護保険事業の開始理由を記入 |  |
| ➂恵庭市民の優先的な入居優先して受入できるか

|  |  |
| --- | --- |
| □できる | □できない |

✱計画や可能性、人数等を記入 |  |
| ➃入居者の介護方針✱入浴等の日常生活の支援内容、苦情体制等を記入 |  |
| 項目 | 要旨 |
| ➄従業員の確保・研修✱介護職員等事業従事者の確保、研修等の取組を記入 |  |
| ➅個人情報等秘密義務✱入居者情報の取扱、職員の対応を具体的に記入 |  |
| ➆サービス内容、入居手続きの説明と同意✱具体的な内容を記入 |  |
| ➇入居者の状況把握、事故対応✱担当者会議、サービス提供記録整備、事故の防止及び対応体制等を記入 |  |
| ➈防火、緊急時の対応✱火災・地震等、緊急時の対応と体制を記入 |  |
| 項目 | 要旨 |
| ➉消防計画や訓練消防計画の有無

|  |  |
| --- | --- |
| □　有 | □　無 |

✱計画の概要、避難、消火訓練等の内容を記入 |  |
| ⑪衛生管理✱食中毒防止等衛生管理の具体的内容、感染症の対応を記入 |  |
| ⑫苦情処理✱苦情の窓口や記録、体制等を記入 |  |
| ⑬協力医療機関✱入居者の医療、健康管理への対応や関　係機関との期間連携内容を記入　 |  |
| ⑭相談・交流支援✱入居者、家族からの相談体制や家族と　の交流内容を記入 |  |
| 項目 | 要旨 |
| ⑮地域との連携✱地域住民との交流等具体的内容を記入 |  |
| ⑯虐待防止について✱虐待防止のための指針の委員会の整備・設置状況や対応体制等を記入 |  |

**【様式２－１】**

事業実績書

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 事務所所在地 |  |
| 代表者 | (役職)　　　　　　　　　　　(氏名) |
| 資本金・基本金 | (千円) | 経常利益(最近期) | (千円) |
| 認可年月日 | 　　　　年　　　月　　　日　　厚労省第　　　　　　号 |
| 法人の基本理念・経営方針 |  |
| 運営事業✱事業名称、サービス種類、定員、事業概要を記入 |  |
| 役員状況 | ✱別紙役員等名簿にて記載 |
| 評議員制の有無 | □有（人数　　　　　　　　　　　）　　　　□無 |
| 資産状況 | 資産区分 | 種類 | 金額（評価額） | 資産内容 |
| 基本資産 | 土地 | 円 | （　　　　　　　　㎡） |
| 現金 | 円 |  |
| 運用資産 | 現金 | 円 |  |
| その他 | 円 | ✱その他資産の内容 |
| 合計 | 円 |
| 負債状況 | 負債区分 | 金額 | 返済残額 | 返済残年数 |
| 既借入金 |  |  |  |
| 新規借入金 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

**【様式２－２】**

法人の沿革

|  |  |
| --- | --- |
| 年月日 | 主な内容 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（別添）

|  |
| --- |
| 役員等名簿 |
| 役職 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 社会福祉就業歴 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

事業収支計画書

**【様式３】**

（単位：円）

**■収支状況**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　　目 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| 経常活動収支 | 収入 | 介護報酬収入 |  |  |
| 利用者実費収入 |  |  |
| 利用料(食費等)収入 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 収入計➀ |  |  |
| 支出 | 人件費支出 |  |  |
| 事務費支出 |  |  |
| 光熱費等支出 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 支出計➁ |  |  |
| 収支差額➂=➀-➁ |  |  |
| 施設整備等収支 | 収入 | 固定資産売却収入 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 収入計➃ |  |  |
| 支出 | 固定資産取得支出 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 支出計➄ |  |  |
| 収支差額➅=➃-➄ |  |  |
| 財務活動収支 | 収入 | 借入金収入 |  |  |
| 投資有価証券売却収入 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 収入計➆ |  |  |
| 支出 | 借入金元金償還金支出 |  |  |
| 投資有価証券取得支出 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 支出計➇ |  |  |
| 収支差額➈=➆-➇ |  |  |
| 事業資金収支差額合計➉=➂＋➅＋➈ |  |  |
| 入居者見込数（年度当初） | 人 | 人 |
| 入居者の平均要介護度（年度当初） |  |  |

**■個別所要経費調**

|  |  |
| --- | --- |
| 入居一時金➀ | 円　～　　　　　　　　　円 |
| 月額使用料➁ | 自立者 | 要支援者 | 要介護者 |
| 円 | 円 | 円 |
| 内訳 | 家賃相当額 | 円 | 円 | 円 |
| 管理費 | 円 | 円 | 円 |
| 食費 | 円 | 円 | 円 |
| 冬季暖房費 | 円 | 円 | 円 |
|  | 円 | 円 | 円 |
| 月額使用料以外の料金➂ | 円 | 円 | 円 |
| 内訳 | 入浴 | 円 | 円 | 円 |
| 洗濯 | 円 | 円 | 円 |
| 掃除 | 円 | 円 | 円 |
| 個別対応サービス | 円 | 円 | 円 |
|  | 円 | 円 | 円 |
|  | 円 | 円 | 円 |
|  | 円 | 円 | 円 |
|  | 円 | 円 | 円 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 総入居費用➃=➀＋➁＋➂ |  |  |  |

**■人件費調（月額給与）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　種 | 常　　勤 | 非　常　勤 | 備　　考 |
| 管理者 | 円 | 円 |  |
| 生活相談員 | 円 | 円 |  |
| 看護職員 | 円 | 円 |  |
| 介護職員 | 円 | 円 |  |
| 機能訓練指導員 | 円 | 円 |  |
| 計画作成担当者 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 |  |

※時間給の場合は備考欄に記入

**誓　約　書**

**【様式４】**

　　年　　月　　日

恵庭市長　原田　裕　　様

法人名

所在地

代表者氏名

申請者、役員及び管理者は介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業を実施するにあたり、下記の事項について誓約します。

|  |
| --- |
| **１**　介護保険関係法令及び同法関係通知並びに当該介護保険事業の実施に係るその他関係法令等の内容について認識しており、適正な介護保険事業の運営に努めます。 |
| **２**　法人における役員等は、介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第2項各号、第115条の2第2項各号に掲げる者ではありません。 |
| **３**　法人役員又は従業者が、法令に違反する等の不正行為に関与していることが明らかな場合は、北海道が、当該事業所等（当該法人が開設する全ての事業所を含む。以下同じ。）に対して指定取り消し等の処分を行うことがあることを承知しています。 |
| **４**　指定申請の内容と異なる事業運営を行うこと（特に資格要件を満たさない従業者や勤務実態が申請の内容と異なる者がサービスの提供を行うこと等）及び人員、施設及び運営に関する基準を満たさない事業運営を行うこと等、重大な法令違反があった場合に、北海道が、当該事業所等に対して指定取消等の処分を行うことがあることを承知しています。 |
| **５**　指定申請手続を開始した後に判明した事実により、たとえ施設を建設し、従業員を確保した後であっても適正な事業運営ができないと判断される場合は、指定を行わない場合があることを承知しています。また、指定を行わないことに伴い生じる法人負担、賠償等については北海道からの補填や賠償はないことを承知しています。 |
| **６**　北海道等が介護保険関係法令等に基づき当該事業所に対して行う実地調査等に協力します。 |
| **７**　北海道に提出した申請書等の内容及びその協議等の経過について、第三者（マスコミ又は利害関係者等）から求めがあった場合には、北海道が情報（個人情報に係るものを除く。）の公開を行うことがあることを承知しています。 |
| **８**　介護保険サービス事業を行うことができなくなった場合は、当該事業所の利用者が継続して　同等のサービスを利用できる方策を講じます。 |
| **９**　介護保険事業所の設備を活用して自主事業を行う場合、事前に北海道等に協議を行います。 |
| **１０**　誓約日において消費税、地方消費税、法人税、法人市民税、所得税の額に滞納がなく、過去2年間において、滞納処分を受けたことがない者である。 |
| **１１**　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがない者である。 |
| **１２**　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者である。 |
| **１３**　恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領による指名停止措置を受けていない者である。 |
| **１４**　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者である。 |
| **１５**　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者である。 |

**【介護保険法第70条第2項各号】**

**（指定居宅サービス事業者の指定）**

**一** 　申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

**二** 　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

**三** 　申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

**四** 　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

**五** 　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

**五の二** 　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

**五の三** 　申請者が、社会保険各法又は[労働保険の保険料の徴収等に関する法律](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%6c%8e%6c%96%40%94%aa%8e%6c&REF_NAME=%98%4a%93%ad%95%db%8c%af%82%cc%95%db%8c%af%97%bf%82%cc%92%a5%8e%fb%93%99%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%96%40%97%a5&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=) （昭和四十四年法律第八十四号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（[地方税法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8c%dc%96%40%93%f1%93%f1%98%5a&REF_NAME=%92%6e%95%fb%90%c5%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=) の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百十五条の二第二項第五号の三、第百十五条の十二第二項第五号の三、第百十五条の二十二第二項第四号の三及び第二百三条第二項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百十五条の二第二項第五号の三、第百十五条の十二第二項第五号の三及び第百十五条の二十二第二項第四号の三において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

**六** 　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る[行政手続法第十五条](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%8d%73%90%ad%8e%e8%91%b1%96%40%91%e6%8f%5c%8c%dc%8f%f0&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000) の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三条第二項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

**六の二** 　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る[行政手続法第十五条](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%8d%73%90%ad%8e%e8%91%b1%96%40%91%e6%8f%5c%8c%dc%8f%f0&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000) の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

**六の三** 　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

**七** 　申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る[行政手続法第十五条](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%8d%73%90%ad%8e%e8%91%b1%96%40%91%e6%8f%5c%8c%dc%8f%f0&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000) の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に[第七十五条第二項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%91%e6%8e%b5%8f%5c%8c%dc%8f%f0%91%e6%93%f1%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000007500000000002000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000007500000000002000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000007500000000002000000000000000000) の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

**七の二** 　申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の

結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

**八** 　第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

**九** 　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

**十** 　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

**十の二** 　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

**十一** 　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

**十二** 　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

**【介護保険法第115条の2第2項各号】**

**（指定居宅サービス事業者の指定）**

**一** 　申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

**二** 　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

**三** 　申請者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

**四** 　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

**五** 　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

**五の二** 　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

**五の三** 　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に

基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

**六** 　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る[行政手続法第十五条](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%8d%73%90%ad%8e%e8%91%b1%96%40%91%e6%8f%5c%8c%dc%8f%f0&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000) の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

**六の二** 　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る[行政手続法第十五条](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%8d%73%90%ad%8e%e8%91%b1%96%40%91%e6%8f%5c%8c%dc%8f%f0&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000) の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

**六の三** 　申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

**七** 　申請者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る[行政手続法第十五条](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%8d%73%90%ad%8e%e8%91%b1%96%40%91%e6%8f%5c%8c%dc%8f%f0&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000) の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に[第百十五条の五第二項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%91%e6%95%53%8f%5c%8c%dc%8f%f0%82%cc%8c%dc%91%e6%93%f1%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000011500500000002000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000011500500000002000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000011500500000002000000000000000000) の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

**七の二** 　申請者が、第百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査

の結果に基づき第百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

**八** 　第七号に規定する期間内に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

**九** 　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

**十** 　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

**十の二** 　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

**十一** 　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

**十二** 　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

様式５

　　年　　月　　日

　　恵　庭　市　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

**応募申請取り下げ届出書**

**（特定施設入居者生活介護事業用）**

　特定施設入居者生活介護事業者募集に対する申請を以下の理由により辞退しますのでお届けします。

＜理由＞

様式６

　　年　　月　　日

　　恵　庭　市　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

**応募辞退届出書**

**（特定施設入居者生活介護事業用）**

　特定施設入居者生活介護事業者募集に対する応募について、下記＜取扱い＞を了承し辞退しますのでお届けします。

＜取扱い＞

公募期間終了後に応募を辞退した場合、第９期介護保険事業計画期間中の公募に対し、選考基準の内容に照らし合わせ、減点評価を受ける。

＜辞退理由＞

様式７

事業計画に係る質問書

（特定施設入居者生活介護事業　公募関係）

恵　庭　市　長　　宛

 　　　年 　　月　 　日

〒061-1498

北海道恵庭市京町1番地

恵庭市保健福祉部介護福祉課　行

ＦＡＸ　：0123-39-2715

ＭＡＩＬ：kaigofukushi@city.eniwa.hokkaido.jp

質問者

担当者

連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 質　問　事　項 | について |
| ※具体的にご記入ください。（1質問につき、質問表1枚にご記入ください。） |

※応募にかかる質問については、電話による個別回答はいたしません。必ず所定の質問表に質問事項

を記載し、期日までに持参・Eメール・ＦＡＸにてお寄せください。